

## 校則制定・改廃に果たす特別活動の意義と可能性に関する一試論

登坂 学

A Consideration on the Significance and Possibility of Special Activities for the Establishment, Revision and Abolition of School Regulations

Manabu TOSAKA

### Abstract

This study aims to examine the significance and possibility of special activities for the establishment, revision and abolition of school regulations. The main issue in schools is the lack of dialogue, where teachers do not fulfill the accountability standards expected of them, and the discourse immediately changes to standard educational practices. This deprives the students of a place and the chance to learn about their own rights. In particular, the "Black School Regulations" (irrational school rules) and student guidance based on them greatly violate children's freedom of expression and the right to express their opinions as stipulated in the Convention on the Rights of the Child. To improve this situation, it is expected that the school rules discussion will be a part of the special activity blueprint.

**Key words** : Convention on the Rights of the Child, Freedom of Expression, Right to Express Opinion, "Black School Regulations" (means irrational school rules), Special Activities

**キーワード** : 子どもの権利条約、表現の自由、意見表明権、ブラック校則、特別活動

### はじめに

「子どもが髪の毛を染めて学校に行きたいと言いだしたらどうしますか？髪の毛を染めて自己表現することは、おとな社会ではごく普通のことになっていますが、中学校では禁止されているところが多くあります。茶髪に対する受け止め方は人によって違いますが、学校における問題の中心は対話が欠如していることではないでしょうか？教師は、なぜ禁止するのか説明責任を果たさず、すぐ規範教育にすりかえてしまいます。これでは身近な権利に関する学びの場を奪ってしまいます。<sup>1)</sup>」

この文章は筆者がこれまで教育学の参考資料として活用してきた書籍の一節から引用したものである。本書は子どもと大人と一緒に「子どもの権利」を学ぶための啓発書でありハンドブックであるが、とりわけ校則やそれに基づく生活指導を巡っては、まさに本稿の問題意識と研究動機を代弁しているといえよう。かつて青春時代に

中学・高校における厳格な生徒指導を経験した大人たちの中には、校則と聞くとほろ苦くも懐かしい感傷が甦る人もいるだろう。しかし、現在中等教育に学ぶ子どもたちにとっては正に現実問題であり、これと対峙し日々苦悩している生徒も多いのである。校則や生活指導が拘り定規かつ厳格に適用された場合、甚だしきに至っては不登校の原因や更に深刻な事態をもたらすケースすらある<sup>2)</sup>ことは、報道等によって周知の事実となっている。

ここに、校則及びそれに付随する生徒指導のあり方を、校長以下教員のみならず子どもや保護者が参画するかたちでオープンに語り合い、双方が納得する校則づくりに向けて動き出す必要性を痛感するのである。それは「児童の権利条約」(以下小論では政府公式文書からの引用以外は「子どもの権利条約」の呼称を使用する)の根本理念に合致すると考えられるからであり、これを行動に移すことは喫緊の課題であると考えられるからである。但しこれは単に教師や保護者等良識ある大人たちが誘導する

だけでは不十分なのであり、子どもたちの心に権利の意識を育て、その知識を行動に繋げていくよう支援することが必要であろう。前掲著に曰く「人権感覚の醸成と生きた権利の学習を促進していくためには、学校で行われてきた一般的な授業形式だけでなく、行動につなげていけるような体感的な学習、具体的には子どもたちの権利行動を促進する模擬的な活動を参加型学習によって学ぶことが必要」<sup>31)</sup>であると考えからである。

以上の見地から、本稿ではそのための主要な「場」を、中等教育、とりわけ後期中等教育における「特別活動」に位置づけられる「生徒会活動」や「学級活動（ホームルーム活動）」と想定し、それをリニューアルした「総合的な探求の時間」とリンクさせて捉え、その意義と可能性を模索する。

まず、次節「1」においては、現状把握を目的に、生徒指導の公式マニュアルともいえる「生徒指導提要」は校則や生徒をどのように位置付けているか明らかにしたうえで、現在世論を喚起している「ブラック校則」とはどのようなものなのか、それは生徒にとってどのような存在なのかを明らかにする。次いで「2」節にあつては、子どもの権利条約の原理原則と我が国政府との間の認識ギャップはあるのか、子どもたちの権利意識は向上しているのか否かに注目、そこに特別活動はどう関わるべきかを考える。最終「3」節では生徒の主體的な学習と行動の源流を高校紛争時の制服廃止に向けた生徒会の経験に求める。過激な闘争もあった記憶からか教育関係者があまり触れようとしなないテーマであるが、当時を記録した文献を紐解けば、決して過激な行動ばかりではなく、否、むしろそれは物事の一面であつて、理性的かつ合理的な思考や行動があつたことにも気付くだろう。ここに子どもの権利尊重を前提にした「特活」や「探求」のあり方を模索するヒントが発見できる可能性もあると考える。

## 1 校則論争の背景

### 1-1 『生徒指導提要』における校則の位置づけ

そもそも学校における生徒指導や生活指導は、明文化されない慣習や礼儀・マナーによるものも多いが、校則に則って行われるケースが主流である。それではこれらの行為に関する教師（学校）のための指針やマニュアルに相当するものは存在するのであろうか。現在の教育現場においては（少なくとも建前上は）文部科学省が示す『生徒指導提要』を拠り所としていると言ってよいだろう。

生徒指導提要とは、「生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な

生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたもの<sup>4)</sup>である。

校則及びそれに則った指導に関連する部分として、まず第7章に「生徒指導に関する法制度等」があり、その下に「第1節 校則」があり、項目として「1 校則の根拠法令」及び「2 校則の内容と運用」が規定され、校則の位置づけが示されている。次に「第2節 懲戒と体罰」「1 懲戒の種類」「2 懲戒の根拠法令」「3 懲戒の手續」「4 体罰の禁止」と校則に基づく懲戒規定が定められ、その具体的措置としての「第3節 出席停止」「1 出席停止制度の趣旨と意義」「2 出席停止制度の運用」が規定されている。更には「第4節 青少年の保護育成に関する法令等」「1 国における青少年育成施策」「2 青少年保護育成条例」と続き、法的側面から校則の位置づけを明確化・正当化した形となっている。最後に「第5節 非行少年の処遇」として「1 犯罪少年の処遇」及び「2 触法少年の処遇」を置き、刑法に触れる行為をした生徒の処遇について示している。内容からは、校則違反という日常的な規範逸脱から刑法に抵触する違法行為まで、集団生活における子どものあらゆる形の過ちに対する対処方法を述べた指南書であることが伺われるのである。ここでは校則そのものを扱った「第1節 校則」に注目して検証する。

「第1節 校則」の冒頭において、校則は「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」とされ、小中高で呼称は異なるものの、「児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針」との目的及び位置づけが明示されている。更に「児童生徒が心身の発達の過程にあること」「学校が集団生活の場であること」を理由に「学校には一定のきまりが必要」であり、「学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要」であり、「校則は教育的意義」を有するものとされるのである。

次いで「1 校則の根拠法令」において、校則について定める国の法令は無いが、「学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にある」という判例にその根拠が求められている。更に「校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められる」と判例内容を紹介し

ている。ここから、「社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つ」とし、校長の決定権を明示している。

「2 校則の内容と運用」では、まず「(1) 校則の主な内容」について「校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれ」と示し、「校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、全国一律の校則があるわけではなく、「学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方」ができるものとしている。「しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りる」と考えられているとする。具体的な校則の例として次のものが提示されている。

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
- ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭等）
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイト等）

「(2) 校則の運用」では校則に基づいた指導の方法についての指示である。「一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要」とされ「教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみを指導になっていないか注意を払う必要」が説かれている。また児童生徒が校則に違反した場合の措置について「問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮」が必要と明示されている。更に、校則の指導効果を上げるために、「内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすること」の重要性を述べる。そのため「入

学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要」があり、「校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要」とされている。

「(3) 校則の見直し」では、「学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化」するから「校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直し」さなければならぬと述べる。その際は、「最終的には教育に責任を負う校長の権限」であるとしつつも、校則の見直しを学校づくりに活かした取組事例として「児童生徒が話し合う機会」や「PTAにアンケート」等を実施し、「児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例」、「児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例」、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例」を示唆している。「校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会」にもなるものとして積極的評価がなされていることにも注意が必要である。

### 1-2 「ブラック校則」の認識とその経緯

しかしながら既に十年余り、一見して周到な配慮を巡らす生徒指導提要有りながらも、「ブラック校則」という新語が発生・認知されて久しい。先に見てきた教師・学校用のマニュアルとしての「提要」は一体有効に機能してきたのであろうか。

言うまでもなく、「ブラック校則」という用語が一般的でない80年代から問題校則に関する研究は盛んに行われてきた。例えば、長く教師を勤めた坂本秀夫が全国公立中学校の生徒手帳を分析して著した『生徒心得——生徒憲章への提言<sup>5)</sup>』及び『「校則」の研究<sup>6)</sup>』は民主主義社会のルールを逸脱する校則の事例を収集し、基本的人権の視点から批判した刮目の成果であった。

大島(2018)によれば、「ブラック○○」という表現は2013年の新語大賞のトップテンにランキングされた「ブラック企業」から始まったという。辞書の解説を引きつつ「こうした企業は、もっぱら組織の利益を優先し、従業員の人格や人権には顧慮しない」ところから、生徒の人格や人権を顧みない校則を『ブラック校則』と呼ぶようになった」と推考している<sup>7)</sup>。

この新語の起源を今次管見の限り特定することは困難であるが、恐らくは2010年代後半に一般化してきたと考えられる。そんな中で2018年には国会の参議院文教科学委員会で生徒の心身を傷つける「ブラック校則」の実態が報告され、審議が行われた。ここでは当時の林芳正・文部科学大臣も問題を重く受け止め、懸念を示している。国会での審議に至るまでには、前年の2017年末にNPO代表者が連帯して発足した『「ブラック校則をなくそう!」プロジェクト』が注目されていた<sup>8)</sup>。

LGBT、いじめ問題、子どもの貧困など人権問題に取り組む団体の主宰者が結成したこのプロジェクトは、「不合理な学校現場のルール(校則・生徒心得・学校ルール等)や、それらを根拠とする行き過ぎた指導を根絶し、子どもたちが安心して、生き生きと学べる学校について社会全体での議論を促進し、改善につなげることを目指す<sup>9)</sup>」として、署名活動の結果を文部科学大臣に提出、「ブラック校則」の実態調査、子供たちにふさわしい校則やルールの提案の3つを行っていた。この頃からツイッターでは「#ブラック校則」のハッシュタグを用いた理不尽な校則を告発・共有する動きが起り、現在まで継続している。同プロジェクトのウェブサイトには、「ブラック校則」の典型例として次の四点にまとめている。

- ・地毛を黒髪に強制的に染髪させるというような傷害行為の疑いがあるもの
- ・地毛証明を提出させるなど個人の尊厳を損なうもの
- ・水飲み禁止など生命の危機・健康を損ねること
- ・下着の色の指定とそのチェックなどハラスメント行為

一見して、これらは人権侵害にあたる疑いが濃厚なものと認識できよう。更にこれ以外にも同サイトには、オンラインメディア『BUZZ FEED<sup>10)</sup>』におけるツイッター等SNSを用いた意見集約を引用する形で、髪型、服装、登下校、その他の「ブラック校則」を指摘している。例えば、服装については次のような事例を紹介している。長い引用となるが、「ブラック校則」の現状(少なくとも生徒側の認識)を反映していると考えられるので、ここに資料として掲載させていただこう。

#### 髪型

パーマ禁止。「くせ毛届け」提出。承認のサインを生徒手帳に。  
 頭髪検査(20代男性、共学の私立高校)  
 ピアスは良いけど茶髪はダメ(30代男性、国公立高校)  
 眉毛と髪の毛をいじってはいけない(20代男性、私立男子高校)  
 髪が肩に着いたら、二つ結び(40代女性、私立女子高校)、ポニーテール(30代女性、私立女子高校)。  
 男子は丸刈り、女子は肩に髪がついてはいけない。校門に生徒

指導の先生がいて、男子は頭を掴まれ、指から髪の毛がはみ出したら帰宅させられた(40代女性、国公立中学校)  
 髪の毛と肌の色を理由に校門で止められた。

#### 服装

- ・スカートから膝が見えたらダメ。親が「すぐ背が伸びるからお金がかかる」とブツブツ言いながら、何回か新しいものを買ってくれた(20代女性、国公立中学校)
- ・カーディガン禁止。染髪やピアスなどなんでもOKな学校だったのに(20代男性、私立男子高校)
- ・運動部でも平日はジャージでの登下校禁止。スカートの下にジャージを履いて帰りました。寒いので…(20代女性、国公立中学校)
- ・夏服にリボンをつけてはいけない(20代女性、共学の私立高校)  
 リボンは結び目から8センチ以上の長さでなければならない。(40代女性、国公立中学校)

#### 登下校

自転車利用時の反射材付きタスキの着用義務化。昼間でも着用させられた(30代男性、国公立中学校)  
 ヘルメットをかぶらずに自転車通学したら自転車没収。通学カバンは前かごではなく、後ろの荷台に専用カバーでくくりつけなければならない(40代女性、国公立中学校)  
 帰宅時、文房具店と図書館以外は立ち寄り禁止(30代女性、私立女子高校)  
 カップルは一緒に帰ってはいけない(20代女性、国公立中学校)  
 通学は片道40分以上かかるのに、徒歩以外許されず、水分補給もダメ。

#### その他

髪が濡れても拭いてはダメ。遅刻者の給食は残飯。  
 暑くても顔や体をあおいでダメ。その結果、女子生徒が倒れた。  
 プールの授業は、生理が辛い日でも「タンポン入れて出る!」。  
 給食の準備時間と最後の10分は、声を発してはいけない。  
 部活に強制入部。  
 眉毛の手入れ禁止。学校外で「整えたら?」と指摘された。  
 誰かの校則違反を担任に告げ口したら、自分の校則違反で没収された漫画などを返してもらえると、闇の深いシステムが存在した…。(20代男性、国公立中学校)  
 手帳や日記を読まれる。(40代女性、私立女子高校)  
 自転車通学用ヘルメットは、事故で割れても卒業まで替えはない。

資料1 「ブラック校則」と感じる事例(「ブラック校則をなくそう」プロジェクトのウェブサイトより引用)<sup>11)</sup>

SNSを使用した匿名投稿による調査であるため、これら個別事例の真偽や偶発性事案か恒常的事案か等の検証については一層の慎重さと留保が必要であろうが、一

見して子どもの権利擁護の観点から疑問符のつくものが多いことが見て取れる。

この点に関し重要な示唆が得られる直近の研究として、大津尚志の『校則を考える』<sup>12)</sup>が重要である。書籍紹介の記述を借りれば、本書は「校則の起源と現状を辿る」とあるように、第1章で「校則の歴史（戦前）」、第2章で「校則の歴史（戦後）」、第3章で「校則に関する調査」、第4章で「校則裁判の判例動向」、第5章で「大阪府内公立高校の校則」、第6章で「フランスにおける校則」、第7章で「アメリカ合衆国における生徒規則」と構成されているが、その実、校則に関して多角的な視点から論ずる筆者が論考の最後に疑問符をつけるのは、わが国の生徒指導に見られる「校則を守ることの自己目的化」であり、「生徒の権利」やその背景としての「義務。責任についての言及」が欠如しているという点である。筆者は「生徒の納得いく説明」が必要であるとし、生徒にとって身近な問題である校則自体について考えること、学習することは、法教育のみならず、道徳教育、市民性教育、主権者教育などさまざまな方面につながる」と述べている。この点は本稿が参考にしたい論点であり、そのような「場」の設定の可能性を述べることも本稿が目指すところでもある。

### 1-3 生徒の精神を攻囲する校則

それでは、そもそも校則とは誰のために、そして何のためにあるのだろうか。何のためにあるのだろうか。都内区立中学校長の西郷（2019）が教員たちに「なぜ制服が必要なんだろう？」と聞いて回ったところ、腑におちるものはひとつもなく、答えに窮してしまった教員もいたという<sup>13)</sup>。

長く小中学校教師を勤めている原田（2018）は「子どもがより良く成長、発達するため」という子どもを主語にした模範的回答を想定しつつも、教員・保護者・教育委員会の考え方の底流に存在する「指導する教員、育てる保護者、見守る教育関係機関・地域住民が子どもを教育するためには校則が必要である」という「教育だから」という観点を見出す。つまり「発達過程にある子どもたちに適切な指導を行うことは当然である」との考え方、いわば「大人の価値観」＝「大人の都合」があることを指摘する<sup>14)</sup>。

また、制服規定について西川（1999）は心理社会的特性及び機能に着目しつつ先行研究を整理・分析している。それによると、心理社会的特性は「統一性」と「識別性」に大別される。「統一性」という特性は「連帯化」「斉一化」という一次機能を有し、それぞれ「作業意欲

の高揚」「共同意欲の高揚」及び「服装選択における葛藤の低減」「服装における個性の抑制」という二次機能へと繋がっていく。他方、「識別性」という特性は「組織イメージの提示」「社会的アイデンティティの確立」という一次機能を有し、それぞれ「自尊心の高揚」及び「役割意識の明確化」へと繋がっていく<sup>15)</sup>。

上記二例は、いずれも大人の価値観＝大人の都合から語られる目的・効用であり、身に付けることが望ましい社会性であり価値観である。いずれも子ども不在の議論であることが窺われるのである。これに対し、子どもの権利を保障し、主体性を伸ばす教育は如何にあるべきか、次節以降で論考を進めたい。

## 2 特別活動で校則を考える意義と可能性

### 2-1 子どもの権利条約の条文より

「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」と称する）は第44回国連総会において1989年（平成元年）11月20日に採択され、90年に発効した。我が国も本条約を90年（平成2年）9月21日に署名したものの、94年（平成6年）4月22日に批准するまで約3年半、国連での採択から数えると約4年半の月日を経て94年5月22日ようやく発効したのである<sup>16)</sup>。

日本国憲法第73条3号の定めるところにより、条約の締結は内閣が行うが、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。（『日本国憲法』）国連での採択から日本の国内における発効までに、なぜこれほどの年月が必要であったかについてはすでに多くの研究者や子どもの権利に関心を持つ実践家が明らかにしていることであるが、喜多らが指摘するように、主に「日本の社会は、子どもの権利をおとな側が保証していくことには慣れていても、子ども自らが権利を実現していくために意見表明・参加してくる、ということに経験不足もあり、大いに当惑し、また反発<sup>17)</sup>」もしたからであり「これまで地域に支配的であった『健全育成』の考えもあり、大人が子どもに何かしてやる、やらせない、という発想や、『子どもにはたくましく育てほしい』といったおとなの発想を押しつけるような『伝統的態度』が強く残って<sup>18)</sup>」いたからであろう。この「伝統的態度」の弊害は子どもの権利委員会も指摘しているところなのである<sup>19)</sup>。

その一方で、現在に至るまで、多くの中学生や高校生は自らの生徒手帳に記載されている明文化された校則が子どもの権利侵害の可能性のあることを未だ深く認識していない。そしてそれらを改善できる可能性の抛り所が

実は政府が批准した条約にあることも知らないケースが多い。子どものために最大の努力を惜しまぬはずの公教育にあって、却って権利の本質的探究が阻害されている現実は何れも皮肉という他はない。

本稿のキーワードである校則、とりわけ着目するのが制服規定であるが、この問題を巡っては「子どもの権利条約」のとりわけ次の条目が深くその是非を問うていると考えられる<sup>20)</sup>。

「第12条 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」

「第13条 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」

前者に関して、校則はまさに「児童に影響を及ぼす」事項なのであり、その中でも「髪型・服装などの身なりやファッションによる表現方法によって、自分の情報や考えを『伝える自由』『求める自由』が子どもにもある<sup>21)</sup>」のである。「しかし、現実には、校則により国内の法律の規定を超えて子どもの表現の自由を制限することが安易に認められる傾向<sup>22)</sup>」が指摘されるのである。この点について次項で更に検証していこう。

## 2-2 子どもの権利委員会の審査・勧告と日本政府の見解及び日本弁護士会からの異議・提言

では、我が国の子どもの権利をめぐる状況は国際機関からどのような眼差しを向けられているのであろうか。この視点からは荒巻重人<sup>23)</sup>をはじめとする教育学者が同委員会と日本政府の対応を中心に全面的で詳細な跡付けを行い分析している。また中村尚子が「国連子どもの権利条約政府報告の問題点と委員会最終見解(勧告)<sup>24)</sup>」において障害児に関する条文に焦点を当てて分析するなど、研究蓄積は当時から現在まで枚挙に暇がない。紙幅の関係もあり、詳細は先行研究を参照願うとして、ここでは「校則」に関する子どもの権利委員会の審査・勧告と日本政府の見解に対して日本弁護士連合会(日弁連)がどのような提言をしたかを中心に跡付け、考察を進めていきたい。当該団体に注目する理由は、子どもの権利を人権規定に照らし最も十全に擁護しようと努力しているのが当該団体であると考えられるからである。

「子どもの権利委員会」は子どもの権利条約第43条に

基づいて設置された機関であり、同条約の実施状況を国際的にチェックし勧告を行うことを任務としている。

まず「子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書<sup>25)</sup>」を検証する。ここでは問題点が「『教育裁量論』の壁」と題し指摘されている。94に「学校内でおきている子どもの人権の不当な制約について、判例においては、『学校は教育目的を達成するための一助として、未成熟な在学生徒のためにその広い裁量』を有しており、『それが社会の通念に照らして著しく合理性を欠くなど不相当・不適正なものでない限り何ら違法でも不当でもない』とされ、事実上追認している。そのため、あたかも子どもの人権は、校門の前で立ち止まった状態にあるといっても過言ではない」。95には「教育目的のために校長の有する裁量の範囲内」のケースとして「(a)多くの公立中学校では校則で髪型を規制しており、中には髪型を男子は坊主刈りまたは三分刈り、女子は肩と目にかからず肩以上に長い髪は一つまたは二つに結ぶなどの規制もある。(b)公立の中学校であるにもかかわらず、私服で登校する生徒に対し、学校に入れないとか、一般生徒とは別に校長室で自習させる等の「生活指導」をしている。(c)法律では許される年齢(16歳以上・高校年齢)になっているにもかかわらず、バイクの免許を取ったり、乗ったりする等の行為をすべて禁止すること」が列挙され、(c)については「裁判所によって追認された」点を問題提起している。更に96.において「子どもは髪型・服装・校外生活等について学校から校則をもって細かく定められ、それを守ることが強制され、守らなければ場合によっては登校禁止・退学等の処分を受けるという状態におかれている」点を指摘する<sup>26)</sup>。

続いて「第2回報告書<sup>27)</sup>」を検証したい。ここでは377.において「校則が学校生活のみならず、家庭生活をも規律対象とし、子どもの人権侵害を招いている」こと、「校則制定に際しての生徒自治の尊重や、子どもの意見の尊重、校則の適用・校則違反への対応に当たっての、子どもからの意見聴取等の適正手続(中略)などの課題への取り組みについては全く言及されていない」点が指摘されている<sup>28)</sup>。次いで378.で校則制定過程などにおいて、「国旗・国歌の学校行事における押しつけ・強要に対して生徒たちが表明した意見が尊重されなかった事例」を挙げ「生徒会自治活動に基づき表明される子どもたちの意見に対する学校側の意見尊重義務が必ずしも遵守されていない状況」を指摘している<sup>29)</sup>。また379.380.381.においては各地の弁護士会が人権侵害を認めた個別事例が報告されており<sup>30)</sup>、これらはすべて校則

にみられる制服規定とその運用に関する問題であることに重要である。379. のケースは標準服規定に関しその着用を強制されるものではなく何を着用するかは生徒の自由であるとの共通認識があったにもかかわらずその趣旨が徹底されなかったため私服での通学を異端視する在校生間のいじめが発生し、結果として着用の強制につながったと指摘するものであり、380. は標準服を着用せず登校した生徒に対して着用してから再登校すべしとの校門指導が事実上の登校拒絶となり学習権の侵害となりうることを指摘するものである。更に381. は制服規定が子細に規定された状況下で、私服通学を希望する生徒が「異装届」を提出したところ不受理とされ、制服着用が事実上強制された事例である。これらを踏まえ、382. では「校則が必要最小限度の規定となっておらず、「校則」に違反したということで学習権が侵害されてしまう事態」がたびたび報告され「校則の制定・改廃手続への子どもや父母（保護者）の参加が保障されているのはむしろ希」であるとの問題点が指摘されている。

同上「第3回報告書<sup>31)</sup>」において注目すべきは、「ブラック校則」の改廃にとって必要な子どもの意見表明権に関し、「3 政府は、校則の制定を含めて、学校の運営に生徒・児童・保護者が参加する制度を構築すべきである」と具体的な提言がなされていることである。「子どもたちの学校生活を息苦しいものにしていく校則・生徒指導・懲戒・体罰の実態を現状に即して正確に把握し、これを改善するための有効な施策を示すべきである<sup>32)</sup>」と。これに関する政府の姿勢についても、子どもの意見表明権に関しては、政府の「表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべき」という理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでを求めるものではない」との見解を問題視し、このような子どもから表明された意見を正面から受け止める必要はないと取れる通達こそ、子どもの権利委員会が「子どもの意見尊重を限定的なものにしていく」とした、学校における子どもに対する伝統的態度を支える元凶であると批判するのである<sup>33)</sup>。

更に同上「第4・5回報告書」は直近の政府報告に関する日弁連の報告書であるが、政府報告パラグラフ33. に関し、「条約第12条第1項は、『自己に影響を及ぼすすべての事項』を対象としており、校則の制定、カリキュラムの編成が、『条約第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない』とする政府の見解は、誤っている<sup>34)</sup>」と指摘し、別添資料「注3-12」を示し「校則の制定、カリキュラムの編成については、子どもの意見を表明する権利の対象になる事項ではないと

し、学校運営が子どもの意見を基盤とする、最善の利益優先の原則が保障される体制を否定している。学校運営に子どもが参加するしくみを備えた学校はほとんどない。学校では一方的に定められた校則に従うことが、体罰を伴う懲戒などにより強要される事例も多い。教科においても、教育の目的を定め、政府が一方的に検定した教科書による、学習が定着し、道徳の教科化が実現化し、その中で、いじめ、不登校、校内暴力、自殺、引きこもりが増えている<sup>35)</sup>」と指摘している。

以上、日弁連の指摘を第1回報告書から時系列で跡付けてきた。ここから推察できるのは、条約批准数年後から現在まで、日本政府による教育政策及子どもの権利擁護が未だ不十分であるということであり、ここからは、子どもの権利保障を世界標準にまで到達させることに反対あるいは慎重な勢力がなお多い現状が推察されるのである。では、このような国及び教育現場の状況に対し、子どもたち自身の認識は実際のところどうなのであろうか。次節においてはこの論点を検証していく。

### 2-3 子どもたちの「規範順守意識」をどう見るか

ところが、人権擁護勢力とりわけ弁護士や教育学者の憂慮に反して、生徒たちは極めてクールな姿勢をとるようになってきているという。平野孝典（2015）は、福岡県内の7つの高校について高校生の規範意識に関する調査を行い、概要次の注目すべき傾向を明らかにしている。

まず、「社会のルールを守らないことを格好いいと思うことがあるか」との問いに関し、「よくある」「たまにある」が2001年の25.9%から9.7%と減少している。次に「学校で集団生活をおくる以上、校則を守るのは当然のことだ」との問いに対し、「校則を守ることは当然だ」及び「どちらかといえばそう思う」と回答する高校生は、2001年の61.3%、2007年の75.4%、2013年の87.9%と増してきている<sup>36)</sup>。つまり、逸脱への憧れは大幅に低下し、校則順守意識が大幅に上昇、つまりルール順守の意識が強い生徒が増えている傾向を指摘しているのである。

そして同研究は同時に、従来から指摘されてきたような、進学校ほど校則順応的であり、非進学・職業高校ほど逸脱的・批判的である、との傾向を覆すものであり、高校生に共通して見られる傾向であることが明らかにされたのである。ここから摩擦や争いを避けスマートにやり過ごそうとする高校生像が浮かび上がってくるが、平野はベックやギデンズ、木村好美らの言説を参考に、現代は不確実性やリスクに富んだ社会であり、このような環境下では冒険的・逸脱的に振舞うよりも慣習的な規範

に同調したほうが合理的である旨解釈している。つまり生徒たちにとっては非行に逸脱に憧れたり学業を疎かにしたりするのは非合理的で忌避すべき態度であり、自らの人生を台無しにするリスクを伴う不合理な態度なのであると<sup>37)</sup>。

気になるのは、以上の分析と前節 1-2、1-3 で述べてきた SNS 等における「ブラック校則」認識の間には不穏な関係があることである。つまり、現代の子どもたちは、心の中では相当におかしいと思っていたとしても、自分の将来等を考えて、波風を立てぬように雌伏しているケースも多いのではないかということだ。IT 技術が進化し、一人一台スマホやパソコンを保有するようになり、SNS 等で理不尽な校則が告発されるようになっても、上述の自己抑制が働き、子どもが主体となる改善の動きには発展しないという状況である。そうであるとすれば、校則が原因となる教育現場の閉塞感の改善が難しいのではないか。

## 2-4 「特活」と「探求」における校則論議と主体性の鍛錬

学校の主人公は児童生徒なのであり、日弁連の指摘を待つまでもなく、校則の制定や改廃にも学校を学びや生活の場とする子どもたちの意見表明は重要である。その主要な「場」として想定される「特別活動」及び「探求」について今一度その理念を振り返ってみよう。

まず、2018 年に告示された新学習指導要領<sup>38)</sup>は、その改訂の基本的な考え方の一項目に「生徒が未来社会を切り開くための資質や能力を確実に育成する<sup>39)</sup>」ことを明示している点に注意しなければならない。未来を切り開くためには個々人の主体的な行動が不可欠となるのは当然である。この観点から特別活動を検証するに、その「解説」で、「ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた<sup>40)</sup>」と評価しつつ、内容の改善・充実に触れ、「特別活動全体を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、ホームルームや学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うことの重要性を明確にした<sup>41)</sup>」としている点は注目に値する。全体的な方向性と特別活動には共通・一貫する姿勢がみられるのである。とりわけ高校においては「選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校にお

いては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる<sup>42)</sup>」とその目的を明示しているのである。つまり主権者教育としての役割も特活に求めていると解釈できるのであり、この方向性からは、自らの学校生活を改善するための校則制定・改廃に児童生徒の参画を促すよう環境醸成していくことは極めて有益であると思料する。

更には、22 年度より高等学校の「総合的な学習の時間」が「総合的な探求の時間」に名称変更されることとなった。ここでの生徒観は次のように想定されている。即ち、「事象を自己の在り方生き方を考えながら捉えることで、感性や問題意識が揺さぶられて、学習活動への取組が真剣になる。自己との関わりを意識して課題を発見する。広範な情報源から多様な方法で情報を収集する。身に付けた知識及び技能を活用し、その有用性を実感する。議論を通して問題の解決方法を生み出す。概念が具体性を増して理解が深まる。見方が広がったことを喜び、更なる学習への意欲を高める<sup>43)</sup>」と。

これは「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」とされる小中学校における「総合的な学習の時間」の共通性と連続性を有しつつも、一部異なる特質があることを意味しているとされる。つまり「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」ものである。前者が「課題を解決することで自己の生き方を考えていく学び」であるのに対し、後者は「自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開」するものとされる<sup>44)</sup>。

これらに照らせば、「探求」の時間において「校則」や「生徒心得」について深く研究することは、集団生活におけるルールとは如何にあるべきか、その中で如何に自分らしく生きるか等について見つけ直す有意義な機会になると考えられる。

## 3 特別活動と校則改訂——新潟県立柏崎高等学校の事例を中心に

### 3-1 服装自由化と生徒会活動——校則改訂への参画の源流

本稿前段で記述したように、我が国の中高においては



「容儀」に関する校則が多くしかも細かく、その内容やそれに則った学校側の指導もいささか時代錯誤的であり非合理的と思われるものが多かった。これらが生徒たちの精神を攻囲してきた側面は多くの研究者より指摘されていた。もとより、校則、とりわけ制服に象徴される管理主義への反発や自治獲得を目指す動きは子どもの権利条約に以降に始まるものではなく、ベトナム反戦運動と70年安保闘争で活発化した大学紛争と連動する高校紛争期に現れた。この史実については柿沼<sup>45)</sup>、小林<sup>46)</sup>、高橋<sup>47)</sup>らの論考が参考になる。小林(2012)によれば、1960年代後半から70年代にかけて、少なからずの高校が政治闘争の舞台となった。紛争の起きた学校では制服・制帽の自由化要求が必ず掲げられていたが、制帽と制服は切り離して検討され、制帽は廃止するが制服は継続するという高校が多かった。制服の自由化を認めるか否かについては地域・学校によって差があった。制服自由化要求には「戦前の軍事主義の産物で時代錯誤的である」「教育に服装の統一は必要ない」「詰め襟の制服は行動しにくい」「制服のために自由な行動が奪われる」「学校の強制的な押しつけによって生徒を支配、管理する道府にすぎない」「制服によって学校差意識が明らかになり、優等意識、劣等感が生じてしまう」等があげられ、反対意見には「学校の伝統を守るべきだ」「華美になる」「勉強に身が入らない」「紙幅は経済的負担が大きい」等があった。このような議論は1960年代から各校の生徒会で議論されるようになった。制服自由化は生徒たちによる封鎖等、実力闘争があった高校で見られたが、一概にそうとは言えず、封鎖がなかった高校でも生徒会からの要求で自由化された学校もあったし、紛争の激化を予防するため先手を打って自由化した高校もあった。また生徒たちの校則無視による私服登校によってなし崩し的に自由化された学校もあった。この裏には、生徒たちによる過激な政治的要求に比べれば学校教育の根幹を揺るがすことにはならず、「守らせよ」「認めるな」等の教育委員会からの通達や指導もなく、節度を守らせれば問題は少なからうとの落としどころとしての措置でもあったという。

小林の記述を参考にすれば概要以上の通りになるだろう。では、生徒たちの服装自由化への行動、校則改訂運動は、所詮、教員＝学校側の手のひらで踊らされるが如き空しい行動だったのであろうか。否、そのように考えるのは浅薄であろう。

### 3-2 新潟県立柏崎高等学校における「服装自由化宣言」の事例から(1枚)

筆者の母校である新潟県立柏崎高等学校も、この高校紛争に影響を受けた高校であったと考えられる。本校は柏崎市及び周辺郡部を代表する進学校で、地方の小都市ではあるが、社会問題に関心を持つ意識の高い学生も多く集まる学校であった。この点においては、前節で述べた高校に共通する条件を備えていたと史料される。しかし運動が過激化することはなく、比較的理性的な対話が教師側となされたと仄聞したところである。まず本校で採択された「服装自由化宣言」を資料として提示したい<sup>48)</sup>。

#### 服装自由化宣言

私達親友会員は、各人が共同体の一員としてここに生活し、その中であって、自己を十分に鍛えうる環境をつくり出す指針として、今まで私達の先輩自らの手によって成った諸々の規範および実際に発揮しているさまざまな規則を保持してきた。

これらは、私達共同体の自主的な活動に最大の尊厳と価値とが与えられるにあたって維持されてきた最低限の法であり、私達はこれらの多くのものについては、その必要性を深く認識している。またそのうちの不合理なものは本会70余年の流れの中に既に改廃されてきたはずであり、今私達の手に残されているものは、まさに自ら進んで順守すべき初期の理想に根差したのみであるべきである。

しかるに、私達は、その全てが個人の価値を尊び自主精神に満ちた心身を育成するという目的に奉仕する法であるとは認めることはできない。

そもそも制服制度は、服装の統制による精神の統一化、団結心の高揚、連帯感の育成等の期待を担うものであった。しかし、その一部の意図するところが実に不合理であり、且つまた、団体の結束を促そうとするこの目的もこの制度によって実現しえないことが明らかになった今、私達は何ら外的な統制によらぬ、私達自らの自主自立の精神に立脚して正当な初期の理想を達成することに努めなければならない。

私達はここで、今日まで無意味に存続してきた制服制度の非を悟るとともに、高校生としての要件を確認しなければならない。日常、真摯な態度をもって学校における同胞との諸活動に意欲的に取り組むことによって高校生たりうることを……。

嘗て与えられ、今や無価値と帰した制度から脱却しなければならないことは、もはや自明なことである。私達は、何の規制もない原初の状態からやがて自主自立の意識が芽ばえ、それが高校生としての自覚へと高まり、協調の意識へと成長し、しかる後に真の自由と、強制によらぬ新たな秩序とを有する団体が生まれるものと確信する。

私達は、過去数年間の慎重な討論を終え、このような考えに基づいて、48年1月の生徒大会において服装の自由化を決議した。

今、ここに、その正当性を確認するとともに服装の自由化を正式に宣言する。

一、私達は、個人の自主的精神に最大の尊重と価値とを与え、よってここに服装の自由化を宣言する。

一、私達は、自由な服装を着用する権利を得るとともに、その一切の責任を自ら負わなければならない。

この新たなる改革に、多少の障害は生ずるであろうが、私達はこの改革によって得た自由には、そして全ての自由についてもそうであるが、常に個人の確たる自覚と良識が期待されていることを忘れまい。私達は、今までより以上に高校生たることを自覚し、全力をあげて、かの理想を達成することを誓う。

昭和四十八年十一月三十日  
柏崎高等学校親友会

資料2 新潟県立柏崎高等学校「服装自由化宣言」

本宣言の採択は1973年のことであった。1月24日に生徒大会で服装自由化を決議、同月1月30日の生徒大会で服装自由化宣言文の決議が行われ、同年12月1日に服装の自由化が実施されている。

ここに至るまでの柏高における服装自由化への動きを資料『柏崎高等学校 回顧100年』<sup>49)</sup>に基づき時系列で整理してみよう。

【1969（昭和44）年度】

2月2日 制帽自由化ホームルーム討議

2月9日 アンケート実施

2月7日 職員会議

【1971（昭和46）年度】

『柏高新聞』（127号）で「制服問題を考える」を特集

【1972（47）年度】

『柏高新聞』（130号）で制服自由化問題を特集

1月24日 制服自由化賛否投票 賛成65% 反対28%

2月1日 制服自由化の要望書を校長に提出

【1973（昭和48）年度】

職員会議で「服装自由化早期実施」との結論を出す

7月14日 校長から基本的に服装自由化の通達が出る

7月20日 校長が自由化の宣言

9月17日 服装自由化時の問題点につき各組一斉に討議

9月19日 服装問題の続きを各組一斉に討議

11月26日 服装の自由化について校長が訓示

11月30日 生徒大会が服装自由化宣言を議決

12月1日 服装自由化第1日…大部分が従来通り。

【1976（昭和51）年度】

5月27日 『柏高新聞』「制服自由化と現状を探る」を特集

以上からは、ホームルームや生徒会組織が主体となり討議を繰り返し、教員側とも折衝を重ね、目的を達したことが窺われる。事実、前掲『回顧100年』にはその様子が詳しく紹介されている。以下、その記述に基づき概要を紹介する<sup>50)</sup>。

柏崎高校においては制帽の自由化に続いて、制服の廃止あるいは服装の自由化を求める声が起こっている。1971年12月8日付の『柏高新聞』127号はアンケート調査をもとに「制服問題を考える」との特集を組んでいる。1年生は男女とも制服を不必要とするものが多かったものの、2・3年生では逆に必要と答えた者が多かった。保護者へのインタビューではほとんどが制服自由化に反対であった。

意見が割れる中、生徒の側は早急な解決が不可能なことは十分承知していたようで、親友会の執行部は時間をかけて全校生徒の意見を集約するとともに保護者や教職員の理解を得るための努力を続けた。1973年1月24日、服装自由化の親友会執行部案に対する投票が実施される。864票中、賛成562、反対244、白票50、無効8で賛成が65%を占め、執行部案は可決、これを受けて2月1日、執行部は校長あてに自由化の要望書を提出、半年後の7月4日職員会議で服装自由化の結論が出て、校長は7月14日親友会代表に対し服装自由化を基本的に認める旨を回答し、20日の終業式で全校生徒に通知した。2学期に入るとホームルームで「服装自由化に際しての問題点」の討議が行われ、修学旅行中の私服許可、全校集会での校長訓示、保護者あて文書の配布、生徒大会での「服装自由化宣言文」決議を経て12月1日から服装の自由化が実施された。自由化の1日目こそ制服で登校する生徒が多かったが次第に減少していった。

『回顧100年』には1972年度後期親友会福会長を務めた野沢達雄が本校の自由闊達な学校生活を回顧する次のようなコメントを掲載している<sup>51)</sup>

「(中略)『生徒の自主尊重』の極めつけは制服の廃止(服装の自由化)だった。入学した時点で制帽の着用は自由化されていたのだが、『この際、日々何を着るか、についても我々の判断に任せていただけないか』という、生徒会としての懸案事項を引き継いで、高校二年から三年にかけて学校側と協議を重ねた。紆余曲折はあったのだが、学校側では『では三学期から自由化しましょう』ということで、合意に達した。結果を心配したのは先生たち以上に、生徒の我々だった。『収拾がつかなくなった

ら制服復活、それは最悪のシナリオ、大丈夫だろうか…」(中略)今、あらためて『服装自由化宣言』を読み返すと、行間から、自由の海へとこぎ出す緊張感が感じられる」と。

また、1972年度後期親友会長であった梶野敏貴<sup>52)</sup>は同校の学校案内パンフレットにおいて次のように述べる。「服装自由化40年に思う」と題し寄稿している。曰く「40年前に親友会が決断した服装自由化は、尊ぶべき伝統や美德を受け継ぎながら、国際化のうねりの中で大きく変化する価値観を自らの意思で選択し、新しい規範を作り出す作業でした。私は、学問の目的は何かとよく学生に尋ねます。すぐ役に立たなくても備えることだ、考え抜く力をつけた者は強く、文化の創造に寄与できると教えます。服装自由化宣言に込められた理念が、今後も長く受け継がれることを願ってやみません<sup>53)</sup>」と。

両名の言葉から既に明らかであろう。学校生活における主人公は児童・生徒である。生徒が主体的に生徒会やホームルーム等特別活動を通じて主体的に合意形成をはかり、それを学ぶ者の意見として教員・保護者との協議・調整を粘り強く進め、穏当に服装自由化を実現していったこと。これは紛れもなく生徒の成長にとって意義あることであり、そこで得られた物事を考え抜く力や自己肯定感が人生を切り拓く力の源泉となり得るのである。同時に、本稿にとって、ここには既に校則改正における特別活動の萌芽が見出せたことは極めて意義深いことである。

### 3-3 校則改訂に向けた特活及び探求の時間の有機的結合を

前項において新潟県立柏崎高校の校則改正の事例を概観してきたが、当時(60年代末-70年代初頭)とは社会情勢が異なる現代において、その服装自由化の意義をどのように捉えるべきであろうか。

坂本(1986)は80年代において早くも主張している。「生徒自身の権利は、生徒自身の手によって守られねばならない」と。「そのためにはまず生徒の無権利の現状を明らかにすることが必要である。校則によって生徒の権利がどれほど侵害されているか、もう一度学校生活の全体を生徒自身の手で検討すべき」であると<sup>54)</sup>。坂本が提起してから既に40年が経とうとしている現在でも、校則制定や改廃に生徒の声を、と提言すると、教育現場や保護者からは「寝た子を起すことになりはしないか」「現状で問題はないのだから」等、憂慮や反対の声が上がる。しかし、そのような言説こそ子どもの権利啓発にとっての障害であることを速やかに認識すべきである。

我々は、坂本が「生徒の自治を認めて初めて教師の指導が始まる。自治のない所取締りがあり、管理主義は教育の死を意味する」「生徒の自治が確立し、要求が明確になるほど、教師にとって自分たちの教育の結果を目の前にできる」と述べる意味を反芻する必要がある。ここにこそ、特別活動や探究の中に校則改正論議を位置付ける意義も存在すると思料する。

そのためには、過去においてそうであったように、生徒会自治やホームルームでの活発な討議を保証しなければならないし、新たな「探求」の時間を有機的に結び付けた深い学びが有効であると提起する。

### おわりに

以上、本稿では子どもの権利条約に規定される子どもの表現の自由や意見表明権を起点に、校則制定及び改廃における児童・生徒の意見表明をどのように捉えるかとの論点を主軸に据え、表現の自由により保障されるべき登校時の服装の自由を主要な事例として検証してきた。「1」節では文部科学省「生徒指導提要」における校則の位置づけ及びそれに基づく指導の在り方を検証し、そのようなマニュアルがあるにもかかわらず相変わらず数々の不合理な校則が存在する事実を指摘、更にこのような校則が如何に子どもの思考を不自然で不自由かつ閉塞的な状態にしているかについて述べた。続く「2」節では特別活動における生徒の校則へのアプローチの可能性を考えた。まず権利条約の規定に表現の自由や意見表明権の保障が明示されているにもかかわらず我が国においては軽視される傾向にあることを指摘、次にその具体的個別事例について政府報告をチェックした日弁連報告書の検証を通して確認した。ところが現代の子どもたちはそのような閉塞状況に問題意識を持ち変革しようという気持ちを持つことは却って少なく、逆に規範同調性が高まっていたのである。新学習指導要領が告示された今、その理念である自分のあり方生き方を考え未来を切り開く力を鍛えていかなければならない。そのための主要な場こそ「特別活動」であり、特活とリンクする「探求」における深い学びである。「3」節では50年前の高校生の経験に学ぶ中から、現代にも共通する自由の意味や自治意識の重要性、その具体的取り組みとしての校則制定・改廃に果たす特別活動の重要性と意義・可能性を再確認した。意見表明と決定プロセスへの参画は、子どもの権利を巡る喫緊の課題であると考えられる。その実、校則・生活指導の見直しに児童生徒が自ら考え自ら決めていく仕組みの構築が全国で始まっており、効果を上げている事

例も既に見られる。九州圏内では熊本市の事例<sup>55)</sup>が先行しているが、今回は検証することが叶わなかったため、これからの課題としたい。

### 註

1) 浜田進士「どうして茶髪はいけないの？」喜多・浜田・山本・阿部(著)『イラスト版子どもの権利 子どもとマスターする50の権利学習』合同出版株式会社、2006年、38-39頁。

2) 1990年7月に神戸市の高校で起きた「校門圧死事件」は記憶に新しい。「校門圧死事件から30年、神戸市内で集会」朝日新聞社 Asahi.com、2020年7月6日。

[https://digital.asahi.com/member\\_scrapbook/detail.html?aid=ASN756JXGN75PIHB002&cflag=0&psub=1&page=1&limit=20&sort=regtime.desc](https://digital.asahi.com/member_scrapbook/detail.html?aid=ASN756JXGN75PIHB002&cflag=0&psub=1&page=1&limit=20&sort=regtime.desc) (2021年10月11日取得)

3) 前掲『イラスト版子どもの権利 子どもとマスターする50の権利学習』3頁。

4) 文部科学省『生徒指導提要』平成22(2010)年3月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2018/04/27/1404008\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/04/27/1404008_01.pdf) (2021年10月23日取得) 以下、生徒指導提要からの引用文はここからのものである。

5) 坂本秀夫『生徒心得——生徒憲章への提言』エデル研究所、1984年。

6) 坂本秀夫『「校則」の研究』三一書房、1986年。

7) 大島佳代子「ブラック校則」『政策最新キーワード』同志社大学ウェブサイト、2018年10月1日。

<https://policy.doshisha.ac.jp/keyword/2018/1001.html> (2021年10月17日取得)

8) 『「ブラック校則を無くそう！」プロジェクト』ウェブサイト <http://black-kousoku.org/> 及び「エビデンスに基づき、世論の議論を呼び起こす“着火材”となる——「ブラック校則を無くそう！」プロジェクト」『パブリックアフェアーズJP』ウェブサイト

[https://publicaffairs.jp/case\\_black\\_kousoku\\_16/](https://publicaffairs.jp/case_black_kousoku_16/) (2021年10月17日取得)

9) 同上。

10) オンラインメディア『BUZZ FEED』

[https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/japanese-school-rule?utm\\_term=.ebnqebxv2#.lb4dJyBl8](https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/japanese-school-rule?utm_term=.ebnqebxv2#.lb4dJyBl8) (2021年10月23日取得) 及び

<https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/konna->

[kousoku-iranai?utm\\_term=.sul3XjJ1n#.wfbeyxJYk](https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/konna-kousoku-iranai?utm_term=.sul3XjJ1n#.wfbeyxJYk) (2021年10月23日取得)

11) 前掲『「ブラック校則を無くそう！」プロジェクト』ウェブサイトより。

12) 大津尚志『校則を考える』晃洋書房、2021。

13) 西郷孝彦『校則なくした中学校 たったひとつの校長ルール』小学館、2019年、83頁。

14) 原田法人「教師から見た『校則』の功罪」前掲『ブラック校則 理不尽な苦しみの現実』185-186頁。

15) 西川正之「制服についての社会心理学的考察」日本繊維製品消費科学会誌『繊維商品消費科学』40巻7号、1999年、433-434頁。

16) 文部科学省「「児童の権利に関する条約」について」(文部事務次官通知)平成6年5月20日、

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/jidou/main4\\_a9.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm) (2021年10月3日取得)

17) 喜多明人「権利学習のススメ」前掲『イラスト版子どもの権利 子どもとマスターする50の権利学習』109頁。

18) 同上。

19) 同上、9頁。

20) 以下、子どもの権利条約からの条文引用は、外務省ウェブサイト

21) 浜田進士「どうして茶髪はいけないの？」前掲『イラスト版子どもの権利 子どもとマスターする50の権利学習』39頁。

22) 同上。

23) 「子どもの権利条約総合研究所」代表

<http://npocrc.a.la9.jp/npocrc/> 6 (2021年10月3日取得)

24) 中村尚子「国連子どもの権利条約政府報告の問題点と委員会最終見解(勧告)」『立正大学社会福祉研究所年報』19号、2017年、245-255頁。

[file:///C:/Users/%E7%99%BB%E5%9D%82%E5%AD%A6/Downloads/shafukunenpo\\_19\\_245\\_nakamura.pdf](file:///C:/Users/%E7%99%BB%E5%9D%82%E5%AD%A6/Downloads/shafukunenpo_19_245_nakamura.pdf)

25) 日本弁護士連合会「子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」1997年7月14日。

[https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/child\\_report-1st\\_jfba.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_report-1st_jfba.html) (2021年10月16日取得)

26) 同上。

27) 日本弁護士連合会「子どもの権利条約に基づく第2回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/child\\_report\\_2\\_2\\_1\\_1.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_2_2_1_1.pdf) (2021年10月29日取得)

28) 同上、110頁。

29) 同上、111頁。

30) 同上、111頁。

31) 日本弁護士連合会「子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/child\\_report\\_3\\_2\\_1\\_1.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_2_1_1.pdf) (2021年10月29日取得)

32) 同上、31頁。

33) 同上、32頁。

34) 日本弁護士連合会「子どもの権利条約に基づく第4回・第5回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」2017年9月15日、14頁。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/child\\_report\\_45\\_2\\_1\\_1.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_45_2_1_1.pdf) (2021年10月15日)

35) 同上「別添1 注釈・資料編」77頁。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/betten\\_1\\_2\\_1\\_1.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/betten_1_2_1_1.pdf) (2021年10月15日取得)

36) 平野孝典「第1章 規範に同調する高校生」友枝敏雄(編)『リスク社会を生きる若者たち——高校生の意識調査から』大阪大学出版会、2015年、20頁。

37) 同上、29頁。

38) 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)』

[https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_6\\_1\\_1\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_6_1_1_3.pdf) (2021年10月15日取得)

39) 文部科学省「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」(PDF資料)

[https://www.mext.go.jp/content/1421692\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1421692_2.pdf) (2021年10月15日取得)

40) 『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説特別活動編』2018年、6頁。

[https://www.mext.go.jp/content/1407196\\_22\\_1\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf)

(2021年10月15日取得)

41) 同上、8頁。

42) 前掲「高等学校学習指導要領の改訂のポイント」(PDF資料)

43) 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)

解説 総合的な探究の時間編』2018年、12頁。

[https://www.mext.go.jp/content/1407196\\_21\\_1\\_1\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1407196_21_1_1_2.pdf) (2021年10月15日取得)

44) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説(平成30年告示) 総合的な探究の時間編』平成30年、8頁。

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2039732.pdf> (2021年10月15日取得)

45) 柿沼昌芳・永野恒雄・田久保清志『高校紛争[戦後教育の検証]』批評社、1996年。

46) 小林哲夫『高校紛争1969-1970』中公新書、2012年。

47) 高橋雄造『高校生運動の歴史—新制高校・生徒会連合・60年安保・“高校紛争”・反管理主義』明石書店、2020年。

48) 新潟県立柏崎高等学校生徒手帳より。

49) 創立百周年記念誌刊行委員会(代表・吉田昭一)『柏崎高等学校 回顧100年』柏崎高等学校創立百周年記念事業実行委員会、2002年

50) 同上、248頁。

51) 同上、249頁。

52) 柏崎高校卒業後、東京大学に進学、東大助手を経て国立天文台准教授、東大准教授等を歴任した。

53) 新潟県立柏崎高等学校「令和4年度入学用学校案内」より。

54) 坂本秀夫『校則の研究 だれのための生徒心得か』三一書房、1986年、272頁。

55) 熊本市教育委員会「校則・生徒指導のあり方の見直しについて」

[https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=31344&class\\_set\\_id=2&class\\_id=324](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=31344&class_set_id=2&class_id=324)

(2021年10月15日取得)